提供・協力　富山産業保健総合支援センター
副所長　松平光永

Q　有機ガス用防毒マスクの吸収缶の交換時期について

さんぽくん

わが社では、労働者に有機ガス用防毒マスクを使用させていますが、吸収缶の交換時期の目安はあるのでしょうか。

A　吸収缶に添付されている「破過曲線図」（破過時間（吸収缶が徐毒能力を喪失するまでの時間）とガス濃度の関係を図にしたもの）により使用限度時間を設定する方法があります。

防毒マスクについては、労働安全衛生法第42条に基づき、国が定める規格（型式検定）に合格したものでなければ使用させてはならないこととなっています。

また、「防毒マスクの選択、使用等について」は、平成17年２月７日付け基発第0207007号で示され、その中で、「防毒マスクの使用に当たっての留意事項」が10項目記載されています。

防毒マスクの使用時間

「防毒マスクの使用時間」については、

・防毒マスクの取扱説明書等及び破過曲線図、製造者等への照会結果等に基づいて、作業場所における空気中に存在する有害物質の濃度並びに作業場所における温度及び湿度に対して余裕のある使用限度時間をあらかじめ設定し、その設定時間を限度に使用させること。

・防毒マスク及び防毒マスク用吸収缶に添付されている使用時間記録カードには、使用した時間を必ず記録させ、使用限度時間を超えて使用させないこと。

・なお、従来から行われているところの、防毒マスクの使用中に臭気等を感知した場合を使用限度時間の到来として吸収缶の交換時期とする方法は、有害物の臭気等を感知できる濃度がばく露限界濃度より著しく小さい物質に限り行っても差し支えないこと。

――とされています。

なお、脂肪族ハロゲン化合物の中には、ジクロロメタンのように、試験ガスと比べて、破過時間が極めて短いものがあるため、吸収缶の交換時期に留意する必要があるものもあります。

「破過曲線図」を使用するには、作業環境測定を実施し、作業場所のガス濃度を確認する必要があります。

また、平成26年の労働安全衛生法の改正により、平成28年６月１日から有機溶剤を含む一定の危険性・有害性が確認されている化学物質（労働安全衛生法第57条の２及び同法施行令第18条の２に基づき、安全データシート（SDS）の交付義務対象である640物質）についてリスクアセスメントの実施が義務となりますのでお知らせします。